

学校における 新型インフルエンザ等への対応

1 趣旨	・・・ 1
(1) 背景	
(2) 本文書の位置付け	
(3) 流行規模の想定	
(4) 発生段階の区分	
(5) 対策の実施に際しての留意事項	
2 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた学校の対応	・・・ 4
0 未発生期	
(1) 危機管理組織及び緊急連絡体制の整備	
(2) 情報収集及び周知方法の確立	
(3) 基本的な感染予防策	
(4) 鳥等のインフルエンザの予防対策の徹底	
I 海外発生期	
(1) 対策本部の設置	
(2) 県教育委員会対策本部と学校が連携し、実施すべき主な対策	
II 国内発生早期	
III 国内感染期	
IV 小康期	
3 修学旅行等への対応	・・・ 13
(1) 未発生期の海外修学旅行等への対応	
(2) 発生期の修学旅行等への対応	
4 相談窓口	・・・ 15
5 資料	・・・ 16

令和元年 11 月版

徳島県教育委員会

1 趣旨

(1) 背景

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたウイルスとは表面の抗原性が全く異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生する。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらす。

20世紀では、1918年（大正7年）に発生したスペインインフルエンザ大流行が最大で、世界中で約4千万人が死亡したと推計されており、我が国でも約39万人が死亡している。また、1957年（昭和32年）にはアジアインフルエンザ、1968年（昭和43年）には香港インフルエンザがそれぞれ大流行を引き起こしており、医療提供機能の低下を始めとした社会機能や経済活動の様々な混乱が記録されている。

平成21年4月に、新型インフルエンザ(A/H1N1)がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年あまりで約2千万人が罹患したと推計されたが、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準に止まった。しかし、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、多くの知見や教訓が得られた。

また、平成25年4月、中国を中心に、鳥インフルエンザ(A/H7N9)が発生した。このウイルスは、今までヒトに感染することが知られていなかったが、重症例や死亡例も報告されている。これまでのところ、ヒトからヒトへの持続的な感染は確認されていないが、依然として、新型インフルエンザ等の発生の危険性が高まっている状況にある。

(2) 本書の位置付け

平成25年4月、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体などの責務を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）が施行された。

本県では、これまで、「徳島県新型インフルエンザ対策行動計画」（平成17年12月策定、平成30年3月最終改定）を策定し、新型インフルエンザに対する総合的な対策を推進してきた。特措法及び政府の行動計画（平成25年6月）との整合を図り、平成21年に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)対策で得た多くの知見や教訓など、これまでの県の取組を踏まえ、法に基づく新たな「徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成25年11月）が策定された。

これを踏まえ、徳島県教育委員会では「学校における新型インフルエンザへの対応」の改定を行うこととし、効果的な対策をとるために、新型インフルエンザ等の発生段階に応じた対策の具体的実施内容、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合にも対応できるよう対策の選択肢を示すものである。

なお、「新型インフルエンザ等」とは、感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものを対象とする。

注1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成25年11月改正）

第6条

7 この法律において「新型インフルエンザ等」とは、次に掲げる感染症の疾患をいう。

一 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあると認められるものをいう。）

二 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

9 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾患とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

注2) 鳥等のインフルエンザウイルスが、その遺伝子に変異を起こし、ヒト-ヒト感染するようになり、持続的な感染が起こるようになった段階で、新型インフルエンザとなる。

(3) 流行規模の想定

新型インフルエンザ発生の流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるが、政府の行動計画の推計値を本県の人口比に当てはめた数値として、徳島県の新型インフルエンザ対策行動計画において、医療機関受診患者数が約16万人、入院患者数約1万3千人、死亡者が約4千人と想定している。

(4) 発生段階の区分

徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画において、県内における新型インフルエンザ等の発生段階を次の6区分とし、県、市町村、関係機関等で定められた対策を段階に応じて実施する。

なお、段階の期間はきわめて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がなされた場合は、県内未発生期であっても、新型インフルエンザ等の感染防止に必要な対策を講じるなど、対策の内容も変化することに留意する。

政府の 行動計画	県及び 市町村 行動計画	状 態
0 未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
I 海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
II 国内発生早期	① 県内未発生期	国内のいずれかの都道府県（本県を除く）で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では新型インフルエンザ等が発生していない状態
	② 県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
III 国内感染期	① 県内未発生期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	② 県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等が発生している状態
	③ 県内感染期	県内において、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態
IV 小康期	県内小康期	県内で新型インフルエンザ等の患者が減少し、低い水準でとどまっている状態

(5) 対策の実施に際しての留意事項

- 国の動向（政府から示される「基本的対処方針」や各省庁が実施する対策等）
 - 新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等に関する情報
 - 抗インフルエンザウイルス薬の有効性等に関する情報
- などを総合的に勘案し、状況に応じた柔軟な対応を図るものとする。

2 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた学校の対応

0 未発生期・・・新型インフルエンザ等の発生に備えて

(1) 危機管理組織及び緊急連絡体制の整備

新型インフルエンザ等が発生した場合に備えて、危機管理組織や、緊急連絡体制を整えておく。職員が学校へ出勤できないことを想定し、職員間や保護者との連絡体制について再確認する。

① 危機管理組織，対応マニュアルの整備

ア 学校医などを含めた校内対策会議を設置し，対策方針を確立して対応マニュアルを作成

イ 全体指揮者（教育委員会の指示への対応と報告）「校長」

ウ 外部との対応担当者（保健所への報告，問合せ対応等）「教頭等」

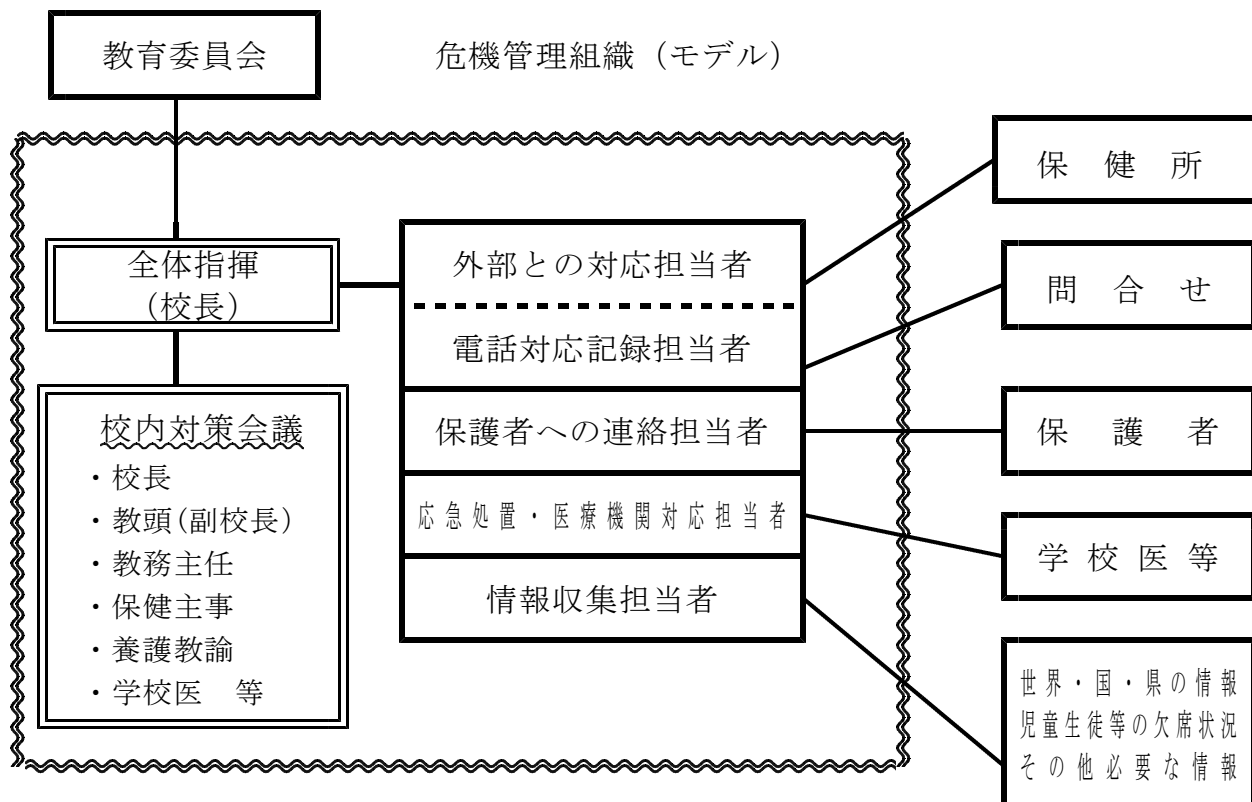
エ 情報収集担当者「保健主事等」

（各機関からの情報，発生状況，学年学級別欠席状況）

オ 応急処置・医療機関対応担当者「養護教諭等」

カ 保護者への連絡担当者「教務主任等」

キ 電話対応記録担当者



② 鳥等のインフルエンザの発生国への修学旅行，留学等への対応

- ア 鳥等のインフルエンザの発生国への修学旅行等について再検討する。
- イ 鳥等のインフルエンザの発生国へ留学又は渡航する児童生徒等に対して、基本的な感染予防策を指導する。
- ウ 留学等で鳥等のインフルエンザの発生国へ滞在中の児童生徒等に対しては当該学校より次の対応を指導する。
 - (ア) 現地在外公館に在留届を提出する。
 - (イ) 最新の現地情報の収集に努め、必要に応じて在外公館に照会する。
 - (ウ) 感染の疑いがある場合は、在籍する学校や在外公館に報告する。

③ 緊急連絡体制の整備

- ア 教職員緊急連絡網（勤務時間内，勤務時間外）
- イ 保護者緊急連絡体制
- ウ 関係機関連絡体制（保健所，教育委員会，学校医）

(2) 情報収集及び周知方法の確立

学校等は、国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報を、必要に応じて、県や厚生労働省，外務省等の政府機関，世界保健機関（WHO）等の国際機関から入手するとともに、教育委員会，保健所等から出される情報を的確に把握しておく。また、得られた情報を、必要に応じて、各学校の計画や対策の見直しに役立てるとともに、学校としての対応方針と併せて、児童生徒等や保護者に迅速かつ適切に周知する方法を確立しておく。

なお、保護者に対して、家族の健康状態に注意し、新型インフルエンザ等が疑われる症状が見られる場合には、速やかに保健所に相談し、指定された医療機関を受診するとともに学校に連絡するよう周知する。

[国の情報]

- ・ 内閣官房 <https://www.cas.go.jp/jp/influenza/>
- ・ 厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/>
- ・ 国立感染症研究所 <https://www.nih.go.jp/niid/ja/>
- ・ 同研究所感染症情報センター <https://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>
- ・ 外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

[県内の情報]

- ・ 県のホームページ <https://www.pref.tokushima.lg.jp/>
- ・ 市町村のホームページ

[海外の情報]

- ・ 世界保健機関（WHO）のウェブサイト <https://www.who.int/en/> (原文)

[国・徳島県の行動計画，マニュアル等]

- ・ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画（内閣官房・厚生労働省HP）
- ・ 新型インフルエンザ等対策ガイドライン（厚生労働省HP）
- ・ 新型インフルエンザ等対策に関する文部科学省行動計画（文部科学省HP）
- ・ 徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画（徳島県HP）

(3) 基本的な感染予防策

新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性がある。個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与する。

児童生徒等が誤った情報に影響されてパニックを起こすことのないよう、新型インフルエンザ等に関する正確な知識を発達段階に応じて指導し、適切な判断や行動がとれるようにする。

① うがい・手洗い励行等の指導

インフルエンザは、感染した人の咳、くしゃみに伴って発生する飛沫に含まれるウイルスを吸入することによって感染する。人混みへの外出時はマスクを着用し、帰宅後はうがい・手洗いを励行すること等が効果的であることなどを指導する。

② 室内でもドアノブや手すり、取っ手など人がよく触れる場所は、こまめに消毒用アルコール等で清拭し、部屋の換気もこまめに行うよう指導する。

③ 人混みや繁華街への外出、流行している地域への旅行は控えるよう指導する。

④ 規則正しい生活による体力維持の必要性の指導

十分に休養を取り、バランスよく栄養をとるなどして、日頃から体力や抵抗力を高めておくことの大切さを指導する。

⑤ 発熱及び咳、くしゃみ、鼻水等のインフルエンザ症状のある人は、他の人を感染させないように、必ずマスクをつけ、咳やくしゃみをするときはハンカチ、ティッシュ等で口と鼻を押さえ、鼻をかんだ手は直ちに洗うよう指導する。

《咳エチケット》

「咳エチケット」とは、風邪を引いた時に、他人にうつさない為のエチケット。

○ 咳・くしゃみの際はティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ1m以上離れる。

○ 呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュをすぐに蓋付きの廃棄物箱に捨てられる環境を整える。

○ 咳をしている人にマスクの着用を促す。

マスクはより透過性の低いもの、例えば、医療現場にて使用される「サージカルマスク」が望ましいが、通常の市販マスクでも咳をしている人のウイルスの拡散をある程度は防ぐ効果があると考えられる。

一方、健常人がマスクを着用しているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではないことに注意が必要である。

○ マスクの装着は説明書をよく読んで、正しく着用する。

⑥ 健康観察の徹底

日頃の健康観察を徹底し、欠席状況と、その中でインフルエンザ様疾患で休んでいる児童生徒等の状況を把握しておく。

(4) 鳥等のインフルエンザの予防対策の徹底

鳥等のインフルエンザのまん延防止を的確に講じることにより、新型インフルエンザの出現を遅らせることが可能であると考えられていることから、改めて指導・管理の徹底が必要である。

① 児童生徒等や教職員に対する野鳥への対応等の周知徹底

ア 野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合には、手をきちんと洗い、うがいをする。

イ 死んだ野鳥を発見した場合には、手で触らず、教育委員会に報告するか、獣医師、家畜保健衛生所又は保健所に相談すること。

② 学校等で飼育している鳥類の適切な管理

学校等で飼育している鳥類及び飼育担当者が、新型インフルエンザ発生の原因と言われる鳥等のインフルエンザに感染しないように、適正な飼育管理体制を整備する。

ア 正しい知識や情報の周知

学校教育において、動物飼育が児童生徒等の生命を尊重する態度や豊かな心の育成に果たす役割は大きく、誤った情報に影響されて動物をむやみに処分することのないよう、正しい知識や情報を児童生徒等や保護者に対して周知する。

イ 適正な飼育管理

(ア) 飼育鳥類への感染予防

- ・野鳥と接触しないようにするため、放し飼いは行わないようにする。
- ・野鳥の侵入や糞尿の落下を防止するため、飼育施設に屋根を設ける。
- ・ウイルスを持ち込まないように、飼育小屋に入るときは、専用の長靴、手袋、マスク等を着用する。

(イ) 児童生徒等及び教職員への感染予防

- ・世話をした後は、手洗いとうがいをする。

ウ 飼育鳥類の異変

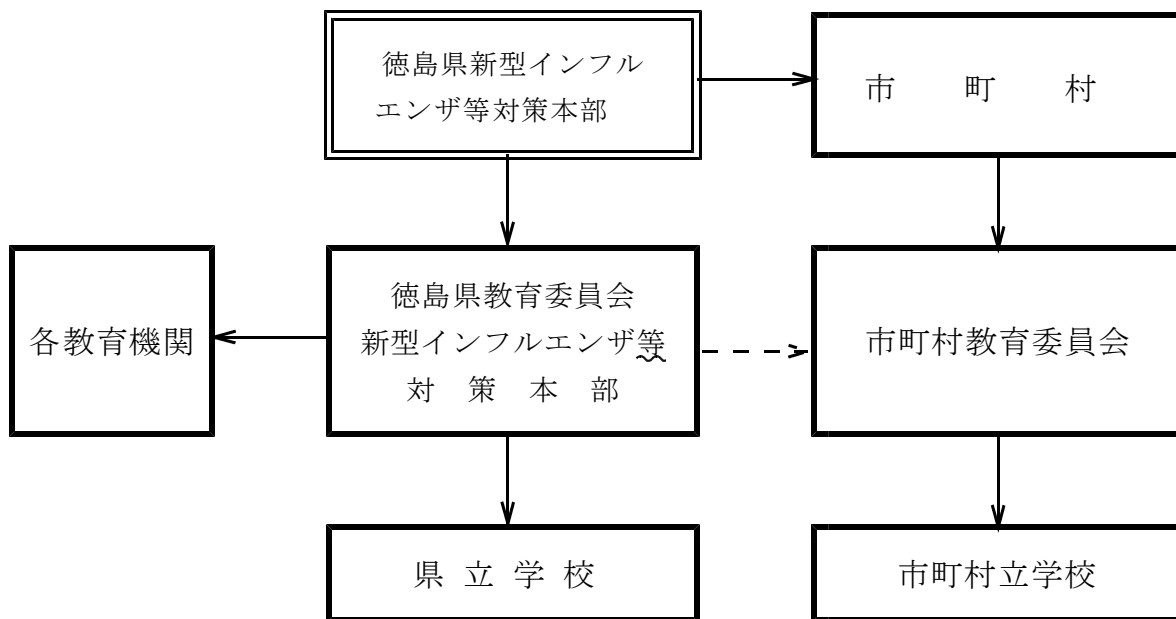
飼育している鳥類の状態を常に観察する。万一、飼育している鳥類の異常を発見した場合には、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に電話で連絡し、その指示に従う。

また、所管の教育委員会へ報告する。

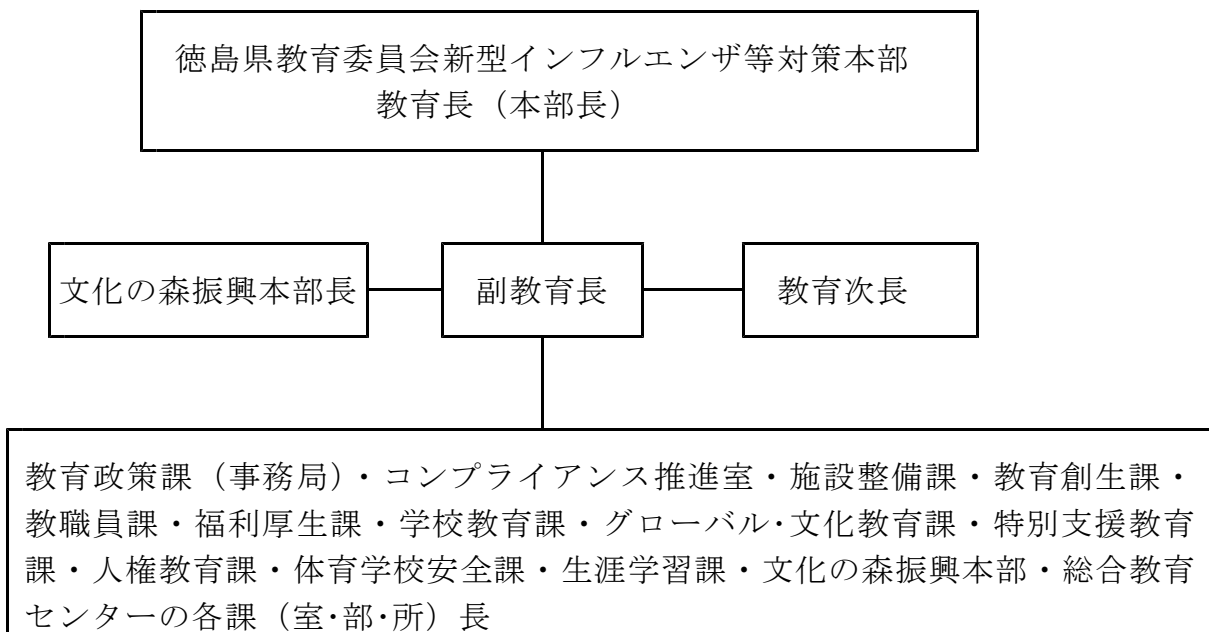
I 海外発生期・・・海外において患者が発生

(1) 対策本部の設置

新型インフルエンザ等が発生した際には、知事を本部長とする「徳島県新型インフルエンザ等対策本部」が設置されることに伴い、「徳島県教育委員会新型インフルエンザ等対策本部」が設置される。



< 徳島県教育委員会新型インフルエンザ等対策本部 >



(2) 県教育委員会対策本部と学校等が連携し、実施すべき主な対策

- 学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化
- 児童生徒等や保護者、教職員に最新情報や感染予防に必要な留意事項を周知徹底
- 関係機関との緊急連絡網の確認
- 発生国への修学旅行の有無の確認
 - ・ 参加した児童生徒等・教職員の健康状態の把握
 - ・ 発生国への修学旅行の禁止，周辺国への修学旅行の自粛の検討
- 発生国等に滞在中の児童生徒等に対し，状況に応じた適切な指示
- 発生国からの帰国者がいる場合の健康の確認
- 発生国からの帰国者が風評等により不当な扱いを受けることがないように冷静な対応を要請
- 発生国の日本人学校に本県からの派遣者がある場合には，文部科学省と連携し本人との連絡を確保

Ⅱ 国内発生早期（①県内未発生期）・・・国内において患者が発生

- (1) 健康観察を強化し，学校での新型インフルエンザ等患者等の集団発生の把握を強化する。最近，発生地域から帰って（入って）来た児童生徒等を確認し，インフルエンザ様症状が見られた場合には，直ちに帰国者・接触者相談センター（健康づくり課感染症・疾病対策室，保健所に設置）に相談の上，そこで紹介された医療機関を受診するよう指導する。その際には，当該生徒が不当な扱いを受けないよう注意する。
- (2) 臨時休業等の情報提供や要請に迅速に対応できるよう各家庭との連絡網を確認する。
- (3) 県及び県教育委員会から示される情報や，新型インフルエンザ等の発生状況や効果的な予防方法を踏まえつつ，新型インフルエンザ等についての情報を児童生徒等，その保護者，教職員へ迅速かつ確実に周知する。また，ウイルスの病原性等を踏まえ示された感染対策の目安や臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行う。
- (4) 新型インフルエンザ等感染予防のための衛生習慣が徹底されるよう，児童生徒等に対して，指導を徹底し，自ら健康観察を行ってインフルエンザ様症状の早期発見に努めるよう注意喚起する。また，その症状がある場合の受診上の留意事項を周知する。
- マスク，うがい，手洗いを励行する。
 - 「咳（せき）エチケット」を心がける。
 - 健康状態を今まで以上に留意する。
 - 不要不急の大規模集会や，興業施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛する。

- 不要不急の外出を自粛する。
- (5) 保護者に対して、その児童生徒及び家族の健康状態に特に注意し、異変が見られる場合は帰国者・接触者相談センターに相談するよう指導する。
- (6) 児童生徒等に対し、発生地域への旅行は自粛するよう指導するとともに、発生地域への修学旅行、遠足、対外試合等は中止又は延期を検討する。
- (7) 緊急事態宣言が出された場合、県の要請を受けて、期間を定めて施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）を行う。

II 国内発生早期（②県内発生早期）・・・県内において患者が発生

新型インフルエンザ等の患者が、県内で一例でも確認された場合、学校の設置者から各学校に対し臨時休業の要請を行う場合がある。各学校においては、学校の設置者と迅速に情報交換を行い適切に対処する。

県内未発生期と同じく、感染拡大防止に努めるとともに、以下の点に配慮する。

- (1) 校内対策会議を常設して対処方針を協議し、それぞれの対応マニュアルに基づく感染防止措置を実施する。
- (2) 児童生徒等や教職員に患者等が発生した場合、速やかに帰国者・接触者相談センターに連絡するとともに、管轄教育委員会に連絡する。
- (3) 学校等の臨時休業の措置を講じるに当たっては、患者等やその家族及び接触者に対する差別が起こらないよう十分留意する。
- (4) 臨時休業により職員が学校等へ出勤できないことを想定し、職員間や保護者との連絡体制について再確認する。
- (5) 児童生徒等の健康状態の把握に努め、有症者に対しては、登校を控えて直ちに帰国者・接触者相談センターに相談し、その指示に従うよう指導する。
- (6) 学校内で有症者が発生した場合には、その者を直ちに個室に隔離した上で、帰国者・接触者相談センターに連絡して適切な医療機関への搬送を手配すること。その後、関係する施設設備の消毒を速やかに実施すること。

< 臨時休業に関する配慮事項 >

① 臨時休業に関する判断

新型インフルエンザ等が県内で発生した場合、徳島県新型インフルエンザ等対策本部において、臨時休業についての方針を決定することになる。その期間は、地域封じ込め対策や感染拡大によって異なるが、長期間になることも想定され、保護者や児童生徒等への説明、行事やカリキュラム等の変更、職員の調整等の対応が必要となる。

ア 児童生徒等が新型インフルエンザ等に感染したことを確認した場合は、学校医や保健所と相談の上で、7日間を目安として臨時休業を実施する。

その間に当該学校児童生徒等から新型インフルエンザ患者(疑似症患者を含む)が新たに発生しなければ、学校医等と相談し、臨時休業を解除し、新たな発生があれば臨時休業を延長する。

イ さらに、感染拡大防止が必要な場合(患者の感染経路が確認できない場合その発症前後の活動地域が広範に及ぶ場合、濃厚接触者が多数にわたる場合など)には、発症前後における新型インフルエンザ等患者及びその濃厚接触者の活動地域や児童生徒等の通学区内に所在する全ての学校が一斉に臨時休業を求められる。その場合には、患者が未発生の学校等も、求められた期間は臨時休業する。なお、必要があれば学校医等と相談の上で臨時休業する。

② 緊急連絡体制による迅速、的確な連絡

児童生徒等及びその保護者に対し、ファクシミリ、電子メール、ホームページ等を利用し、次のような情報を正確に伝える。(①国内、県内での発生状況、②新型インフルエンザ等の症状、特性等、③職場や家庭における注意事項)

③ 臨時休業中の教育の提供

新型インフルエンザ等がまん延、感染拡大したときには、臨時休業は長期間に及ぶことが想定されることから、学校等においては、児童生徒等への学業の保障について、設置者と協議しておく。

臨時休業になった際には、自宅での勉強方法を児童生徒等に指導しておくとともに、保護者にも周知しておく。

また、設置者は、高校入試や卒業式、入学式など、進級・進学に関する対応についても協議しておく。

④ 対外的な交流行事等の取扱

対外的な交流行事等については、校内対策会議において協議し、中止又は延期する。

⑤ 臨時休業の解除

臨時休業の解除については、国や対策本部等の方針に基づいて行う。その際、児童生徒等の健康状態はもちろん、家族の状況も確認する。

児童生徒等、あるいは家族に死者があった場合は、児童生徒等の登校時期や心のケアについて、家族の考えを確認し、設置者と協議しながら対応していく。

Ⅲ 国内感染期 (③県内感染期)

(1) 児童生徒等や教職員に患者等が発生した場合、速やかに管轄保健所に連絡するとともに学校等の設置者に連絡する。

(2) 臨時休業等の情報提供が迅速に行えるよう、各家庭との連絡網を再度確認する。臨時休業の間における児童生徒等の家庭学習を支援・促進するため、必要な措置

を講ずる。

- (3) 教育委員会等から示される情報や、新型インフルエンザ等の発生状況や効果的な予防方法等を踏まえつつ、新型インフルエンザ等についての情報を、児童生徒等、その保護者、教職員に迅速かつ確実に周知する。パニックを引き起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導を徹底する。
- (4) 予防及び感染拡大防止のための衛生習慣が徹底されるよう再度指導する。
- (5) この段階になると、新型インフルエンザ等の診療体制が変わるので、それに応じて児童生徒等やその保護者及び教職員に対し、次のような対応を指導する。
 - ① インフルエンザ様症状がある場合は、速やかに医療機関等に相談の上、その指示に従って直接受診する。
 - ② 医療機関で、新型インフルエンザ等患者であると診断された場合は、軽症で自宅療養するときでも、学校に連絡する。

< 臨時休業に関する配慮事項 >

学校等においては、個別発生の即応から集団感染の防止へと対策の重点を移行するが、単発的・散発的な患者発生に対しても、学校等は集団感染の場になりやすいことから、慎重に対応する必要がある。

- ① その学校の児童生徒等から、1週間程度のうちに複数の新型インフルエンザ等患者が発生した場合には、学校医等と相談の上で、7日間を目安として当該児童生徒等の属する学級閉鎖を実施する。ただし、次の点に留意すること。
 - ア 閉鎖すべき学級が複数にわたる場合等には、状況により、学年閉鎖や休校も検討・実施する。
 - イ 客観的な状況から見て、学級外での集団活動（クラブ活動、地域活動等）で感染し、その前後に学級内の他の児童生徒等と濃厚接触していないと推測される場合等には、当該集団活動を当面自粛する（よう要請する）に止め、学級閉鎖は行わないこととしてもよい。
 - ウ 罹患すると重症化するおそれのある児童生徒等が在籍する学級等については、感染が一人しか確認されていない段階で学級閉鎖を行ってもよい。
 - エ 学級等の閉鎖を行った7日間に新型インフルエンザ等患者が新たに発生しなければ、学校医等と相談の上で閉鎖を解除する。
- ② さらに、特定の地域に所在する学校等で集団感染が頻発するような場合には、その地域に所在する全ての学校が休校するよう求められるので、その場合には患者が未発生の学校等や発生しても単発的・散発的なものに止まっている学校等も、求められた期間は休校する。
- ③ 臨時休業を行う場合には、その間における児童生徒等の学習を支援・促進するため、必要な措置を講ずる。
- ④ 県立寮等の県立施設についても、状況に応じて適切に対処する。

IV 小康期（ 県内小康期 ）

教育委員会等からの通知を踏まえ、児童生徒等及び教職員が新型インフルエンザ等と疑われる症状を呈した場合及び感染が確定した場合の対応等について、流行の第二波に備え十分に周知を行う。

3 修学旅行等への対応

(1) 未発生期の海外修学旅行等への対応

① 検討段階

外務省の危険情報や厚生労働省の情報等を確認するとともに、訪問先の地域の新型インフルエンザ等の発生状況等を確認する。

また、所管の教育委員会に相談するとともに、児童生徒や保護者の意見にも十分配慮する。

県立学校においては、「徳島県立学校遠足、修学旅行実施基準」に基づき、教育委員会の承認を受けること。

② 計画段階

訪問先において新型インフルエンザ等が発生した場合に備えて、次の事項等について確認し、旅行計画を策定する。

ア 緊急事態発生時の学校体制（教職員の役割分担、緊急連絡網等）

イ 避難、帰国の方法とそのための資金、費用負担

ウ 在外公館や教育委員会との連絡体制

エ 訪問先の医療機関

③ 実施段階

旅行中はマスクの着用、うがい、手洗いなどを励行し、感染予防に心がけるとともに、健康チェック表を作成させるなど健康管理体制を整え、適切に対処できるようにしておく。

(2) 発生期の修学旅行等への対応

① 海外修学旅行等における新型インフルエンザ等への対応

ア 渡航前における対応

(ア) 海外修学旅行等については、予め、新型インフルエンザ等の発生状況等を十分踏まえた上で、目的地や日程等を決定する。

(イ) 各学校は、目的地や日程等の決定後であっても、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、児童生徒の安全確保を最優先に考えて、目的地や日程の変更等、必要な措置を講じる。

(ウ) 各学校は、上記(イ)の場合の対応について、予め、児童生徒や保護者及

び関係機関等に対して十分に説明，あるいは協議を行う。

イ 渡航中における対応

- (ア) 患者発生国・周辺地域へ渡航している児童生徒及び引率教員の安否を確認する。
- (イ) 患者発生国・周辺地域に渡航中の児童生徒や，海外修学旅行中の児童生徒及び引率教員に対して，在籍中の学校から以下の情報を伝える。
 - ・滞在国及びその周辺における感染者の発生状況
 - ・新型インフルエンザ等の症状等特性
 - ・基本的な感染予防策
 - ・発症した場合の対応（医療機関の早期受診等）と現地の医療体制
 - ・外務省の感染症危険情報や現地在外公館の関連注意情報
 - ・防疫措置（出国・入国制限等）の実施状況
 - ・民間航空便等の運行状況
 - ・現地に留まる注意事項（生活物資の備蓄等）
 - ・最寄りの在外公館の相談窓口（健康不安，帰国方法について相談）
- (ウ) 状況によっては速やかな帰国を指示し，帰国後は感染の有無が確認できるまで，児童生徒及び引率教員の自宅待機を指示する。

② 国内修学旅行等における新型インフルエンザ等への対応

ア 出発前における対応

- (ア) 国内修学旅行や遠足等の校外行事については，予め，新型インフルエンザ等の発生状況等を十分踏まえた上で，目的地や日程等を決定する。
- (イ) 各学校は，目的地や日程等の決定後であっても，新型インフルエンザ等の発生状況に応じて，児童生徒の安全確保を最優先に考えて，目的地や日程の変更等，必要な措置を講じる。
- (ウ) 各学校は，上記(イ)の場合の対応について，予め，児童生徒や保護者及び関係機関等に対して十分に説明，あるいは協議を行う。

イ 旅行中における対応

- (ア) 国内発生地域に修学旅行中等により滞在する児童生徒及び引率教員の安否を確認する。
- (イ) 国内発生地域に修学旅行中等により滞在する児童生徒及び引率教員に対して，在籍中の学校から以下の情報を伝える。
 - ・新型インフルエンザ等の症状，感染経路等
 - ・予防のために必要な留意事項
 - ・症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）
 - ・国内での発生状況
 - ・万一の場合の対応や健康に不安がある場合の相談方法
- (ウ) 状況によっては速やかな帰県を指示し，帰県後は感染の有無が確認できるまで，児童生徒及び引率教員の自宅待機を指示する。

4 相談窓口

新型インフルエンザ等に関し県民等からの相談及び問合せの窓口が次のとおり設置されています。

	問合せ区分 / 窓口設置場所	
窓 口	■全般・県の取組に関すること	
	危機管理部危機管理政策課危機管理担当	0 8 8 (6 2 1) 2 7 0 8
	■新型インフルエンザ等に関すること	
	保健福祉部	
	健康づくり課感染症・疾病対策室	0 8 8 (6 2 1) 2 2 2 8
	東部保健福祉局 徳島保健所	0 8 8 (6 0 2) 8 9 0 7
	〃 吉野川保健所	0 8 8 3 (2 4) 1 1 1 4
	南部総合県民局 阿南保健所	0 8 8 4 (2 8) 9 8 6 7
	〃 美波保健所	0 8 8 4 (7 4) 7 3 4 3
	西部総合県民局 美馬保健所	0 8 8 3 (5 2) 1 0 1 7
	〃 三好保健所	0 8 8 3 (7 2) 1 1 2 2
	■高病原性鳥インフルエンザに関すること	
	農林水産部畜産振興課企画衛生担当	0 8 8 (6 2 1) 2 4 1 9
徳島家畜保健衛生所	0 8 8 (6 3 1) 8 9 5 0	
〃 阿南支所	0 8 8 4 (2 2) 0 3 0 4	
西部家畜保健衛生所(吉野川庁舎)	0 8 8 3 (2 4) 2 0 2 9	
〃 (東みよし庁舎)	0 8 8 3 (8 2) 2 3 9 7	
休 日 夜間の 対 応	■休日・夜間対応窓口 危機管理部危機管理政策課危機管理担当 保健福祉部健康づくり課感染症・疾病対策室	感染症の感染拡大状況 に応じ相談体制を整備

【問合せ先】

徳島県教育委員会 体育学校安全課

電話：088-621-3171 ファクシミリ：088-621-3173

5 資料

保護者の皆様へ

もし新型インフルエンザが発生したら……
わたしたちが今から心がけること

●新型インフルエンザは、ただの風邪ではありません！●

新型インフルエンザは、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的大流行を起こす危険性があります。

◇その1 うがい・手洗い・マスクの励行

外出後の手洗い・うがいを日常的に行い、人混みや繁華街への外出を控えたり、熱、咳、くしゃみ等の症状のある人には、必ずマスクを着けてもらったりすることが大切です。

◇その2 食料・日用品等の確保

発生時に不要不急の外出をしないよう、2週間程度の食料・日用品等の準備をしておきましょう。特に、不織布製マスク（サージカルマスク）は大切です。

●個人でできる対策 もし発生したら！●

◇その1 正確な情報の収集

情報には、国・地方自治体の提供する情報、マスコミが提供する情報など様々です。パニックが起こらないように正確な情報を収集し、冷静に対応することが重要です。

◇その2

事前連絡なく医療機関で受診すると、万が一新型インフルエンザであった場合、待合室等で他の患者さんに感染させてしまう二次感染のおそれがあります。まず、保健所に連絡し、保健所が指定する医療機関を受診してください。

インフルエンザに似た症状の場合、まずは、保健所に連絡し、保健所が指定する医療機関を受診してください。

●詳しくは、下記のホームページをご覧ください●

◇徳島県ホームページ「防災・安全情報 安心とくしま」

<https://anshin.pref.tokushima.jp/>

1 積極的な情報提供

県民の皆様には、新型インフルエンザ発生時の混乱を回避し、冷静な対応を求め
るため、国や県の新型インフルエンザ対策の取組状況や、職場や家庭で実施でき
る感染予防策などの最新情報を、県のホームページや市町村の広報誌等の媒体を
活用し、広く県民の皆様にご周知するとともに、各種団体が実施している研修会等
においても、積極的な情報提供を行うこととしています。

県のホームページ	
とくしま防災・危機管理情報 安心とくしま 感染症 > 新型インフルエンザ https://anshin.pref.tokushima.jp/	

2 相談窓口の設置

新型インフルエンザ及び高病原性鳥インフルエンザに関し、県民の皆様からの
相談及び問合せの窓口を次のとおり設置しています。

窓 口	問合せ区分 / 窓口設置場所	
		■全般・県の取組に関すること
	危機管理部危機管理政策課危機管理担当	0 8 8 (6 2 1) 2 7 0 8
	■新型インフルエンザ等に関すること	
	保健福祉部	
	健康づくり課感染症・疾病対策室	0 8 8 (6 2 1) 2 2 2 8
	東部保健福祉局 徳島保健所	0 8 8 (6 0 2) 8 9 0 7
	〃 吉野川保健所	0 8 8 3 (2 4) 1 1 1 4
	南部総合県民局 阿南保健所	0 8 8 4 (2 8) 9 8 6 7
	〃 美波保健所	0 8 8 4 (7 4) 7 3 4 3
	西部総合県民局 美馬保健所	0 8 8 3 (5 2) 1 0 1 7
	〃 三好保健所	0 8 8 3 (7 2) 1 1 2 2
	■高病原性鳥インフルエンザに関すること	
	農林水産部畜産振興課企画衛生担当	0 8 8 (6 2 1) 2 4 1 9
	徳島家畜保健衛生所	0 8 8 (6 3 1) 8 9 5 0
	〃 阿南支所	0 8 8 4 (2 2) 0 3 0 4
	西部家畜保健衛生所 (吉野川庁舎)	0 8 8 3 (2 4) 2 0 2 9
	〃 (東みよし庁舎)	0 8 8 3 (8 2) 2 3 9 7
休 日 夜間の 対 応	■休日・夜間対応窓口 危機管理部危機管理政策課危機管理担当 保健福祉部健康づくり課感染症・疾病対策室	感染症の感染拡大状況 に応じ相談体制を整備